

# ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領 ——フェアプレイ—勝利への道——

1992年5月 ギリシャ・ロードス島

## 第7回ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議採択

### 序文

1. ヨーロッパ評議会（CE）の「スポーツ倫理綱領・フェアプレイ—勝利への道」は、ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議において採択されたひとつの意思表示である。
2. 本綱領の基本原則は、フェアプレイの精神を導く倫理的考察が、すべてのスポーツ活動、スポーツ政策、管理において不可欠の要素であり、それはただ単に任意に決定されるものではなく、また、競技スポーツだけでなく、レクリエーション・スポーツにおいても含まれ、競技水準とスポーツへの関わり方の如何を問わずすべてのレベルに適用される。
3. 本綱領はフェアプレイ、スポーツマンシップ、ボランティア・ムーブメントに対し、これまで築いてきた伝統的なスポーツ基盤が浸食されている現代社会を鑑み、その切迫した状況を克服するための望ましい倫理的な枠組み（フレームワーク）を与えるものである。

### 本倫理の焦点

4. 本綱領の主たるねらいは、青少年のフェアプレイに向けられる。というのは、今日の青少年は、明日の成人としての参加者であり、スター選手でもありうるからである。しかしながら、本綱領は青少年のスポーツへの関わり方や参加に直接もしくは間接的に影響を及ぼす機関（団体）と成人とくに照準をあてて定めている。

5. 本綱領はスポーツに参加し、楽しむ青少年の権利と、フェアプレイを助長し、青少年の権利を尊重するための機関と成人の責任の2点について言及する。

### フェアプレイの定義

6. フェアプレイは、ルールの範囲内でプレイすること以上のもので定義される。すなわち友情、他者への尊敬、終始正しく振舞う精神といった概念をも包含している。したがって、ひとつの思考様式（a way of thinking）として定義される。フェアプレイは、不正、ルール違反まがいの行為、ドーピング、暴力（身体的および言葉による）の行使、機会の不平等、行過ぎた商業主義化と腐敗を排除する問題を含んでいる。
7. フェアプレイはひとつの奨励すべき（positive）概念である。本綱領では、スポーツをひとつの社会的、文化的な活動としてとらえ、スポーツがフェアに実施された場合には、社会を豊かなものにし、国家間の親善を深めていくと確信する。スポーツはまた個人の活動としてとらえることができ、フェアにプレイされた場合には、個人の能力などに対する自己認識、自己表現と充足感、達成感、技術の修得、能力の発揮、社会的相互作用、楽しみ、健康を高める機会を与える。また、スポーツはボランティアとして活躍するスポーツクラブの広範囲な人びとや指導者に対して、社会との関わりと責任感を助長する。さらにスポーツ活動の中には、

責任をもって実施することによって、環境への配慮を助長することができる。

## フェアプレイに対する責任

8. 本綱領において、青少年のスポーツの関わり方や、参加は、広範囲な社会環境の中で行われたものと認識する。フェアプレイは、現在では周辺部の問題としてとらえているが、それが核心部分の問題になった時はじめて、社会および個人に対するスポーツの潜在的な利点が最大限にもたらされると理解する。また、フェアプレイは青少年のスポーツ経験に直接、間接に何らかの影響を与えるすべての人びとが最優先事項として受取るべきであると認識する。責任をもつべき機関、人びとは次のとおりである。
- 8.1. 行政機関：地方、国家を問わずすべてのレベルの行政機関と行政関係機関が含まれる。こう教育に関する機関は特別な責任を有している。
- 8.2. スポーツ団体およびスポーツ関係団体：スポーツ連盟および統轄団体、学校体育協会、コーチング協会およびセンター、医学・薬学専門機関、マスコミ機関などが含まれる。スポーツ業界およびマーケティング業界などの商業部門もまた、フェアプレイの推進に貢献する責任を有している。
- 8.3. 個人：両親、教師、コーチ、審判、役員、スポーツ指導者、管理者、ジャーナリスト、医師、薬剤師さらに役割モデルとしての過去の有名選手など。本綱領はボランティアおよび専門指導者の両者に適用される。個人はまた観戦者（spectator）としての立場においても責任を有する。
9. 以上の機関・団体および関係者は、プレイに付する役割と責任を担っている。本綱領はこうした機関、団体、関係者にと

くに提唱するものである。本綱領で確認された責務を、スポーツに関与するすべての関係者、機関が果たす場合にのみ、その効果をあげることができる。

## 行政機関

10. 行政機関は以下のような責任を担っている。
- 10.1. スポーツが行われる社会のあらゆる分野において、高い倫理基準が受け入れられるように働きかける。
- 10.2. スポーツに関与する団体および個人が、倫理上の望ましい諸原則を示したことに対して支援し、奨励する。
- 10.3. スポーツ振興とフェアプレイを、体育カリキュラムの中心として位置づける専門教育を奨励する。
- 10.4. 青少年に対してとくにスポーツのフェアプレイを奨励し、フェアプレイを最優先に取り組む先例的な活動を支援する。
- 10.5. 青少年のスポーツ参加に関連した複雑な諸問題に対する理解を深め、まちがった行動や、フェアプレイを助長する機会を確認するための、全国のおよび国際的な研究を奨励する。

## スポーツおよびスポーツ関係団体

11. スポーツおよびスポーツ関係団体は以下のような責任を担っている。
- 11.1. 何が倫理的かまたは非倫理的かを判断する明白な指針を作成し、スポーツへの参加や関わり方の如何を問わず、共通の適切な奨励方法や制裁方法が与えられるようにする。
- 11.2. 各団体の倫理綱領において、本ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領が生かされ、各団体の倫理綱領に基づいてすべての決定がなされるよう保証する。

- 11.3. フェアプレイの自覚を促すために、スポーツ団体ができる範囲で、キャンペーン活動や表彰制度、教材、研修機会を活用する。スポーツ団体はまた、そのような実践活動によってもたらされる結果を明らかにし、評価を行うべきである。
- 11.4. 競技での勝利に対してと同様に、フェアプレイや個人的なレベルでの達成に対しても賞讃を与える制度を確立する。
- 11.5. 望ましい行動を推進するマスメディアを支援する。
- 11.6. 青年および発育期の子どもに対して、とくに考慮すべき競技のあり方を理解し、レクリエーションのレベルから高度な競技レベルまで、段階を持たせたスポーツへの参加の機会を提供する。
- 11.7. 低年齢層の子どもたちの特別なニーズに合わせて、ルールの変更を促し、勝利よりもフェアプレイに重点をおく。
- 11.8. 発育期から高度な競技能力を発揮することによる、子どもたちへの弊害を除去する安全策を確保する。
- 11.9. 青少年に責任をもつ団体の関係者すべてが、彼らの監督、指導、トレーニング、コーチに必要な、適切なレベルでの資格を有していること。とくに、子どもたちの成長発達に伴う生物学的、心理学的変化を理解する。
- 12.3. 青少年アスリートの健康、安全、福祉を最優先し、そのような配慮が学校やスポーツクラブあるいはコーチや親の名誉や業績以前のこととして優先するように努める。
- 12.4. 健康に関連した身体活動に生涯にわたって取り組めるように、子どもたちにスポーツ経験を与えていく。
- 12.5. 子どもたちを単に小さな大人としてみなすのではなく、成長発育期に起こる心身の変化と、スポーツ実施による心身への影響について理解する。
- 12.6. 子どもの能力に関係のない、過剰な期待感を抱かせてはならない。
- 12.7. 参加者の楽しみを優先し、参加を選択する子どもの権利を侵すようなプレッシャーを与えてはならない。
- 12.8. 才能のある子どもだけでなく、才能に恵まれない子どもに対してと同様に、子どもひとりひとりのレベルでの達成や技術の修得を強調し、そのことを評価する。
- 12.9. 子どもたちに、自分たちのルールに基づいてゲームを工夫し、参加者であると同時に、コーチや審判の役割も経験するように奨励する。また、フェアプレイや不正な行為に対する励ましや制裁を子どもたち自身が工夫し、自分たちの行為に対して責任をとるように仕向けていく。

## 個人

12. 各個人は以下のような責任を担っている。
- 12.1. 青少年に対して望ましい役割モデル、模範となるように振舞う。すなわち、単に誉めるだけでなく、自らが範を示し、また不正なプレイを見逃すことなく、まちがった行動に対しては適切な制裁手段を与える。
- 12.2. 子どものニーズがスポーツへの関わり方の段階と共に変化していくことに対処し、研修および資格水準もそれに合わせて高めていくように努める。
- 12.10. 青少年および家族に対して、高度な競技水準の追求に潜んでいる功罪が理解できるように、できる限り多くの情報を提供する。

## むすび

フェアプレイは、スポーツの振興、発展に

もっとも大切に、中心的な位置を占めるものである。フェアプレイによって、個人、スポーツ団体、そして全体として社会に勝利をもたらすことになる。われわれは「フェアプレイ―勝利への道」の理念の普及に責任を担っている。

「体協時報」'93年2月号より転載（訳：池田 勝）